

改正後

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1 ~ 3 (略)

4 申請書及び添付書類等

(1) (略)

申請様式及び添付書類等	根拠規定	提出
(略)	(略)	(略)
<p>経理状況確認書類</p> <p>(申請者が法人の場合)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合、次の書類</p> <p>(イ) 中小企業診断士、公認会計士、税理士又は行政書士（行政書士は、栃木県行政書士会の行う産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会修了者（修了証の有効期間内のものに限る。）で、当該許可申請書の作成又は申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士に限る。）が作成した診断書類及び当該診断書類に基づく改善策を記載した書類（概ね次の内容を含むものとする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社概要 ・直近3年分の財務諸表に基づく財務診断 ・債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析並びに当該原因分析に基づく改善策及びその実現可能性 ・今後5年間の収支計画の分析 ・作成した者の資格を証明する書類の添付 <p>(ロ) 今後5年間の収支計画を記載した書類</p> <p>④ (略)</p> <p>(申請者が個人の場合) (略)</p>	(略)	
(略)	(略)	(略)

*1~8 (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 規則第9条の2第5項（第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書に直前の事業年度の有価証券報告書（栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては第10条の12の2）各号の基準への適合を認められた場合であって更新許可の場合は直前の2事業年度）を添付することによって、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、定款又は寄付行為及び商業登記事項証明書に代えることができます。

(6) 規則第9条の2第6項の規定により、本県において平成12年10月1日以降に新規又は更新の許可を受けた者が、当該許可に係る変更並びに当該許可以外の新規、更新及び変更の申請をする場合には、本県の許可証の写しを添付することによって、住民票抄本及び株主等に係る商業登記事項証明書に代えることができます。（ただし、成年被後見人等に係る登記事項証明書の省略はできません。）

現行

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1 ~ 3 (略)

4 申請書及び添付書類等

(1) (略)

申請様式及び添付書類等	根拠規定	提出
(略)	(略)	(略)
経理状況確認書類 (申請者が法人の場合) ①～② (略) ③ <u>直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合、中小企業診断士、公認会計士、税理士又は行政書士（行政書士は、栃木県行政書士会の行う産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会修了者（修了証の有効期間内のものに限る。）で、当該許可申請書の作成又は申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士に限る。）が作成した診断書類並びに当該診断書類に基づく改善策（※）及び今後5年間の収支計画を記載した書類</u> ※債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析及び原因分析に基づく改善策を内容に含むこと	(略)	
④ (略)		(略)
(申請者が個人の場合) (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

* 1~8 (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 規則第9条の2第4項（第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書に直前の事業年度の有価証券報告書（栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては第10条の12の2）各号の基準への適合を認められた場合であって更新許可の場合は直前の2事業年度）を添付することによって、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、定款又は寄付行為及び商業登記事項証明書に代えることができます。

(6) 規則第9条の2第5項の規定により、本県において平成12年10月1日以降に新規又は更新の許可を受けた者が、当該許可に係る変更並びに当該許可以外の新規、更新及び変更の申請をする場合には、本県の許可証の写しを添付することによって、住民票抄本及び株主等に係る商業登記事項証明書に代えることができます。（ただし、成年被後見人等に係る登記事項証明書の省略はできません。）

改正後

(7) 規則第9条の2第4項(第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。)の規定により、栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3(特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては第10条の12の2)各号の基準への適合を認められた場合は、事業計画の概要を記載した書類、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び定款又は寄附行為の添付を省略することができます。(ただし、審査において必要と認める場合には提出を求めることがあります、その場合には提出を要します。)

5～6 (略)

7 審査にあたっての基準

(1)～(2) (略)

(3)申請者の能力に係る基準 (略)

① (略)

② 継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

イ (略)

・直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合、次の書類の提出を求め、経営改善の可能性の有無を審査するものとし、その結果、経営改善が可能であると認められること

(イ) 中小企業診断士、公認会計士、税理士又は行政書士(行政書士は、栃木県行政書士会の行う産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会修了者(修了証の有効期間内のものに限る。)で、当該許可申請書の作成又は申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士に限る。)が作成した診断書類及び当該診断書類に基づく改善策(概ね次の内容を含むものとする。)

a 会社概要

b 直近3年分の財務諸表に基づく財務診断

c 債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析並びに当該原因分析に基づく改善策及びその実現可能性

d 今後5年間の収支計画の分析債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析及び原因分析に基づく改善策を内容に含むこと

e 作成した者の資格を証明する書類の添付

(ロ) 今後5年間の収支計画を記載した書類

・ (略)

ロ～ハ (略)

(4) (略)

8 (略)

<注> (略)

附則(平成31年2月27日改正)

改正後の基準は、平成31年4月1日から適用するものとする。

別紙1～1～別紙10 (略)

現行

(7) 規則第9条の2第3項(第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。)の規定により、栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3(特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては第10条の12の2)各号の基準への適合を認められた場合は、事業計画の概要を記載した書類、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び定款又は寄附行為の添付を省略することができます。(ただし、審査において必要と認める場合には提出を求めることがあります、その場合には提出を要します。)

5～6 (略)

7 審査にあたっての基準

(1)～(2) (略)

(3)申請者の能力に係る基準 (略)

① (略)

② 継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

イ (略)

・直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合、中小企業診断士、公認会計士、税理士又は行政書士(行政書士は、栃木県行政書士会の行う産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会修了者(修了証の有効期間内のものに限る。)で、当該許可申請書の作成又は申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士に限る。)が作成した診断書類並びに当該診断書類に基づく改善策(※)及び今後5年間の収支計画を記載した書類の提出を求め、経営改善の可能性の有無を審査するものとし、その結果、経営改善が可能であると認められること

※債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析及び原因分析に基づく改善策を内容に含むこと

・ (略)

ロ～ハ (略)

(4) (略)

8 (略)

<注> (略)

別紙1～1～別紙10 (略)